(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市木津八色五〇番から同市山城町上狛四丁目八番三〇まで	前 A	一二・〇〇～四三・四〇（メートル）	一・八二七（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一二・〇〇～四三・四〇	一・八二七	
	A	一六・七〇～八三・〇五	〇・六三〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福知山市字堀小字今宮二二〇七番一から同市字堀小字今宮二二一八番まで	前	四七・九六～六九・五四（メートル）	〇・二三四（キロメートル）	
	後	三九・一四～五一・八九	〇・二三四	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福知山市字堀小字下高田二三五八番二から同市字堀小字法川一八八二番一まで	前	三一・七九～一〇五・四三（メートル）	〇・五〇九（キロメートル）	
	後	二九・九一～六〇・三七	〇・五〇九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市東区浅川字後田二七四番五から同市南区青江六丁目九三五番一まで	前 A	一九・九〇～九九・八〇（メートル）	三・六四一（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	九・〇〇～一〇二・四〇	一九・〇三九	
	後 B	九・〇〇～一〇二・四〇	一九・〇三九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三四番一から同市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一まで	前	三七・〇〇～七九・〇〇（メートル）	〇・五三二（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一〇・八〇～五一・四〇	〇・五三二	
	A	九・五〇～七二・五〇	一九・九四四	
	B	二〇・〇〇～一二六・五〇	七・二五〇	
	C	一〇・〇〇～一二六・〇〇	五・二九九	
	A	九・五〇～七二・五〇	一九・九四四	
	B	二〇・〇〇～一二六・五〇	七・二五〇	
	C	一〇・〇〇～一二六・〇〇	五・二九九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三原市糸崎八丁目一六七番二三から同市新倉二丁目五七五番一まで	前 B	一〇・九〇～六六・四〇（メートル）	九・三六二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一六・〇〇～二七四・〇〇	一〇・一四七	
	A	一二・三〇～一九・一〇	〇・一一六	
	B	一六・〇〇～二七四・〇〇	一〇・一四七	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号